岩手県制度融資

中小企業災害復旧資金

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」により事業活動に支障が生じている県内中小企業者に、早期の事業再開を行うために必要な資金を融資する制度です。

融資対象者

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」により災害救助法の適用を受けた市町村区域（県内全市町村）において、**事務所又は事業所が罹災した中小企業者で、市町村長等が発行する罹災証明書を受けたかた**。

※ 罹災証明書を受けることが困難な市町村区域（沿岸地域）においては、当面の間、金融機関又は保証協会が罹災状況を確認することで、証明書を受けない罹災中小企業者も貸付対象者としています。

融 資 条 件

資 金 使 途	**設備資金・運転資金**
融 資 限 度 額	**１千万円以内**
融 資 期 間	**10 年以内**（据置期間３年以内）
融 資 利 率	**固定金利** 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 **3 年以内** **年 1.7%以内** **3 年超 10 年以内** **年 1.9%以内** ※セーフティネット保証（1 号～6 号）を利用する場合は、年 0.1%引下げ
保 証 料 率	岩手県信用保証協会の信用保証を付し、保証料率は年 0.45～1.50%（９区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年 0.6%または年 0.7% **※信用保証料は県が全額補給を行ないますので、ご負担はありません。**
担 保	不要
保 証 人	原則として法人における代表者を除き不要

取 扱 期 間

平成 23 年３月 18 日から平成 24 年３月 31 日まで

申 込 方 法

お近くの取扱金融機関にご相談ください。

≪取扱金融機関≫普通銀行、信用金庫、㈱商工組合中央金庫の県内各本支店

なお、融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当
電話：019-629-5542 FAX：019-629-5549 Mail：AE0002@pref.iwate.jp
ＨＰ：岩手県公式 HP（http://www.pref.iwate.jp/）から 制度融資 サイト内検索 クリック